別表（第三十八条関係）（平二〇国交令七七・全改）

（表）

（縦54ミリ×横85ミリ）

理事官　身分証明書
Identification Card of Investigator

写　真

第　　号　　年　　月　　日交付
No.　　Date of issue:(date)

理事官　氏名
Investigator　Name
生年月日　　年　　月　　日
Date of birth:(date)

海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

印

（裏）

海難審判法（抄）

（調査のための処分）
第27条　理事官は、その職務を行うため必要があるときは、次の処分をすることができる。
一　（略）
二　船舶その他の場所を検査すること。
三～五　（略）
2　理事官は、前項第二号の処分をするには、その身分を示す証票を携帯しなければならない。